

水道水質検査の委託の在り方について (Vol. 2)

－第1回 水質検査の信頼性確保に関する取り組み検討会－

(2010. 5. 17 開催)

◆趣旨概要：平成22年5月17日 第1回信頼性保証検討会が厚生労働省会議室で開催された。

水道法第20条に基づき、水道事業者等は自らが必要な検査施設を設けるか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関に委託することとされている。水質検査機関の登録制度については、平成15年の水道法改正により導入されているが、登録制度の運用方針については、厚生科学審議会答申（平成15年4月）において、検査の質の確保を図るため、GLPの考え方を取り入れた精度と信頼性保証の体制を導入すべきことが提言されたことを受けて、水道法施行規則に登録の申請書類及び検査方法等に反映されている。水道事業者等が水質検査をこれらの機関に委託する機会は年々増加している。その一方、一部の登録水質検査機関において水質検査の実施の不正行為が発覚する等水質検査の信頼性を低下させる行為の発生が懸念される。このことから、標記検討会を設置し、水質検査機関の登録制度が施行されてから現在に至るまでの水道事業者等の水質検査の委託に関する取組や登録水質検査機関の検査等の状況を踏まえ、水道事業者等が登録水質検査機関に水質検査を委託する際における水質検査の信頼性を確保する取組みの検討を進めるものである。

◆委員：委員会は、座長 安藤正典(武蔵野大学)、浅見真理(国立保健医療科学院)、伊佐治知明(名古屋市上下水道局)、小笠原紘一(全国簡易水道協議会)、斉藤陽一(桐生市水道局)、渋谷和美(全国給水衛生検査協会)、杉本直樹(国立医薬品食品衛生研究所)、寺嶋勝彦(大阪市水道局)、西野二郎(日本水道協会)、西村哲治(国立医薬品食品衛生研究所)、沼尻伸(茨城県企業局)、松井佳彦(北海道大学)、山崎和男(全国給水衛生検査協会)、吉田永(東京都水道局)である。

◆議事内容：第1回では、検討会の設置の概要、水質検査及び登録検査機関の概要、今後の検討の進め方について議論され、委員各位の共通認識を得た。

◆指摘事項：1ヵ月当たりの受託上限数と検査員人数、登録検査機関における業務廃止の理由、営業区域に沖縄県もしくは北海道を設定している登録検査機関の概要についての質問が出された。

本検討会は、傍聴可能（事前予約）、当日の傍聴席は満席であった。

次回検討会は6月7日に開催される。

詳細については、下記のリンク及び次ページの水道産業新聞を参照してほしい。

◆リンク先：http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/kensa_annai.html

水質検査、委託に問題点

厚労省が検討会 低価格が信頼性低下の要因にも



17日に開催された「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」の初会合

水質検査の信頼性を確保するための基本的な方向性や具体的方策を検討するべく厚生労働省水道課は「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を設置した。専用水道を含めた水道事業の8割以上が登録検査機関に水質検査を委託しており、過去には検査データを改ざんするなどの不正行為も一部で起こっているという状況を踏まえ検討を進める。

例えば、事業者が登録検査機関に水質検査を委託する際の委託条件や契約内容、検査結果の確認事項など、検討内容はかなり具体的なものとなりそう。登録検査機関が実施する検査方法に関する事項や、厚労省による登録検査機関への指導監督に関する事項も併せて検討する。年内に報告をまとめたい考えだ。

17日に検討会の初会合が開催された。登録検査制度の状況など事務局からの説明をもとに学識者・水道事業者・検査機関などそれぞれの立場から委員が意見交換した。委員の発言からは改めて、水質検査の問題点が浮き彫りになった。

検討会座長を務める安藤正典・武蔵野大学環境学部客員教授は個人的な意見と前置きした上で「検査法を作っている立場からすれば、これはあり得ないだろう」というほど検査料金が下がっている。『悪貨は良貨を駆逐する』の言葉があるように、検査データに跳ね返ってくる」と低価格受注が検査の信頼性低下に

繋がる危険性を指摘。これに対し「公共団体の発注業務は随意契約が極めて難しい中、いかに精度を保っていくか」